

国土建第562号  
令和2年3月31日

各建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和2年国土交通省告示第496号）及び「建設業法施行規則第18条の3第2項第3号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件」（令和2年国土交通省告示第497号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。なお、この改正は、令和2年4月1日から適用する。

以上